

構成町村担当課長 様

石川地方生活環境施設組合 所長
(公 印 省 略)

事業所等の一般廃棄物等搬入許可申請(可燃)(資源・不燃物)に係る広報について(依頼)

このことについて、令和 8 年度からの登録更新に係る申請受付業務を下記により取扱いますので広報等周知願います。

記

1. 申請関係

- (1) 申 請 期 限 令和 7 年 1 2 月 1 9 日(金)
- (2) 提 出 場 所 石川地方生活環境施設組合 (持参又は郵送(期限内必着))
(〒963-7825 石川町大字沢井字川井 2 5 5)
- (3) 申 請 者 搬入事業所(会社)※支所(支社)ある場合は、支所等毎に申請
(注) 組合では、「登録事業所毎に納入請求」することとしていますが、決裁権等の理由により本社宛て請求を要望する場合は、申請者は、「本社」とし、記以下の欄には、実際に「搬入する支社等」を記載ください。なお、この場合、「請求は、本社」の旨、余白に記載ください。
- (4) 提 出 書 類
- ① 可 燃 ご み 一般廃棄物等(可燃)搬入許可申請書 (石川地方生活環境施設組合搬入)
- ② 資 源 等 ご み 一般廃棄物等(資源・不燃)搬入許可申請書 (きららクリーンセンター搬入)
- ※ 申請書(様式)は、石川地方生活環境施設組合に連絡のうえ受取りください。

2. 主な登録要件

- ① 管内に事業所を有すること
- ② 登録車両台数は、原則 1 事業所(1 社)につき車両 1 台
(*申請事業所の従業員数が、30 名を増すごとに増車登録可能)(*可燃・資源同一車両可)
※きららクリーンセンター搬入車両には『事業者専用指定車』マグネットシートを左右に貼付のこと
購入先：石川地方生活環境施設組合 金額：1, 0 0 0 円/枚
- ③ 原則、月 1 回以上の搬入が見込まれること
※不定期又は臨時的搬入の事業所については、登録によらず、その都度受け付ける対応となりますのでご理解願います。
- ④ 関係法令及び組合及びきららクリーンセンター搬入時の留意事項を遵守すること

3. 搬入時の留意事項等

申請書及び通知等参照(別表搬入概要及び申請記載例参照)

4. 今後の予定

令和 7 年 1 2 月 1 9 日(金)	申請期限
令和 8 年 3 月中	許可証発送予定
令和 8 年 4 月 1 日(水)から	許可予定

(別表)

ごみ別搬入概要

事 項	可燃ごみ	資源・不燃ごみ等
(1) 搬 入 場 所	石川地方生活環境施設組合 (石川町大字沢井字川井255)	きららクリーンセンター (石川町大字山形字大下510)
(2) 搬 入 日	毎週(水・木・金(祝日除く))	毎週(月～金(祝日除く))
(3) 搬 入 時 間	【午前】 9時～12時 (搬入受付は、11:50まで) 【午後】 1時～ 4時 (搬入受付は、15:30まで) 搬入時は、ステーション収集業者車両を優先	
(4) 搬 入 車 両 (原則1事業所1台)	登録事業所は、登録車両((代車不可)(許可証提示)) (資源・不燃搬入車両には『事業者専用指定車』マグネットシート貼付) (原則、従業員等30名以内登録1台・超過30名毎に1台増車登録可)	
(5) 料 金	基本料金50kgまで410円に10kg増加毎82円(R7.4.1現在) 不燃物有料・資源物無料	
(6) 搬 入 手 順	①受付 ②前計量 ③施設移動 ④内容確認 ⑤投入 ⑥後計量 ⑦料金納入 (きららクリーンセンターは、資源の種類毎に②～⑦を繰り返します。)	
(7) 搬入可能ごみ	① 主に従業員等から排出された家庭ごみと同様の可燃ごみ	① 種類毎に分別
	② 指定袋に収納可能な程度に裁断等する(長尺物80cm以下)	② 洗浄
	③ 金属物は、除去すること	③ その他家庭ごみの種類及び排出方法に準じること
	④ その他家庭ごみに準じること	
(8) 搬入不可ごみ	① 上記の搬入可能ごみの要件を満たさないごみ(未裁断・金属未撤去)	
	② ・産業廃棄物(事業活動に伴うもの)及びリサイクル法に規定されているもの(家庭に準じた資源物除く) ・建築用廃棄物	
	③ 危険物(薬品・揮発油類)有害物(乾電池・蛍光灯等)	
	④ 事業・農業用廃プラスチック その他組合で処理できないもの	
(9) そ の 他	① 可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみを搬入する場合は、 「石川地方生活環境施設組合 ごみ搬入・受入基準」 「ごみ分別辞典(令和7年4月改定)」 「ごみ分別収集カレンダー」 の区分及び排出方法に準じて分別し搬入	
	② 係員等の指示に従うこと	

(参 考)

登録事業所と非登録事業所との相違

事 項	登録事業所の場合	非登録事業所の場合
(1) 搬 入 回 数 等	概ね月1回以上定期的に搬入	年1, 2回等回数が少なく不定期
(2) 搬 入 車 両	登録車両	所有(保有)車両
(3) 搬 入 物	区 別 な し	
(4) 登 録 更 新	2年毎	
(5) 搬 入 手 順 (受 付)	区 別 な し	
	指定登録証提示し搬入	事業所名等記載し搬入(納入通知書含む)
(6) 納 入	現金納付又は1月毎請求	原則、搬入時現金納付

※きららクリーンセンターは、登録事業所のみ搬入可能です。
 詳細については、組合に確認ください。